佐賀県告示第 170 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成28年3月18日から平成28年4月18日まで佐賀県交通政策部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類	道路の区域			
及び路線名	区間	変更前 後の別	幅員メー トル	延長メートル
県道	鹿島市大字高津原字黒川	後	36.4~	590.0
鹿島嬉野線	2954 番 6 地先から		12.3	
	鹿島市大字三河内字弐本黒木			
	甲 81 番地先まで			
	鹿島市大字高津原字黒川	前	23.9~	592.3
	2954 番 8 地先から		8.0	
	鹿島市大字三河内字弐本黒木			
	甲 81 番地先まで			